## 評議員、理事、監事、および評議員議長・ 副議長改選のお知らせ

日本細菌学会選挙管理委員会 委員長 平澤正知

日本細菌学会会則、評議員選挙細則、理事選挙細則、監事選挙細則、評議員会の議長および副議長 選挙細則の定めるところに従い、下記の予定で選挙を行います。

記

	10
平成25年 12月	選挙管理委員会発足
平成26年 1月	会員名簿及び人名索引作成(平成25年12月中旬現在の情報を予定)
平成26年 2月	評議員選挙有権者名簿作成
平成26年 3月	評議員選挙有権者名簿、会員名簿及び人名索引公表(第69巻2号)
平成26年 4月	評議員選挙有権者名簿異議申し立て締切
平成26年 5月	評議員選挙有権者に投票用紙等一式を発送(投票締切6月中旬)
平成26年 7月	評議員選挙開票
平成26年 8月	理事選挙投票用紙等一式を発送
	(新評議員による互選。投票締切9月上旬)
平成26年 9月	理事選挙開票
平成26年 10月	監事、評議員会議長及び副議長選挙投票用紙等一式を発送
	(新評議員による互選。投票締切10月末)
平成26年 11月	監事、評議員会議長及び副議長選挙開票
	新評議員・理事・監事・評議員会議長及び副議長に委嘱状発送

## 選挙権について

## 1)選挙人(選挙権を有するもの)

平成 25 年 12 月までに入会した正会員、かつ平成 26 年 1 月末までに平成 26 年度会費を納めた者。 平成 24 年 1 月までに入会した学生会員、かつ平成 26 年 1 月末までに平成 26 年度会費を納めた者。

2)被選挙人(選挙権および被選挙権の両方を有するもの)

平成 25 年 12 月までに入会した正会員、かつ平成 26 年 1 月末までに平成 26 年度会費を納めた者。

注:上記の「平成 26 年 1 月末までに平成 26 年度会費を納めた者」とは、平成 26 年 1 月 31 日の時点で 選挙管理委員会がその入金を確認できる状態にあることを意味する。